

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から別表6まで及び別表21の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年六月一日から適用する。

平成二十九年五月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三				
基礎係数		1.0296		
	都道府県	病 院	暫定調整係数	機能評価係数Ⅱ
30001 ～ 30412	(略)	(略)	(略)	(略)
30413	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
30414 ～ 31446	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表第三				
基礎係数		1.0296		
	都道府県	病 院	暫定調整係数	機能評価係数Ⅱ
30001 ～ 30412	(略)	(略)	(略)	(略)
30413	東京	医療法人社団明芳会新葛飾病院	0.0202	0.0447
30414 ～ 31446	(略)	(略)	(略)	(略)